

市第 159 号議案

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部改正

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年 3 月14日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「及び第50条」を「、第50条及び第73条第 1 項第 1 号」に改める。

第73条第 1 項第 1 号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービス」に、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改

め、同条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第77条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品

等の状況

- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第78条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第79条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第81条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第77条（第1項を除く。）」を「、第77条（第1項を除く。）及び第77条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に指定を受けているこの条例による改正

前の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「旧条例」という。）第73条第1項の指定放課後等デイサービス事業者については、この条例による改正後の横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第73条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第79条に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス（同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。）の事業を行う者については、新条例第79条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定通所支援の事業等の人員、設備、運営等の基
準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（指定障害児通所支援事業者等の一般原則）

第3条 （第1項及び第2項省略）

- 3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項の障害福祉サービス（第21条、第50条及び第73条第1項第1号において「障害福祉サービス及び第50条」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

（第4項省略）

（従業者の員数）

- 第73条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス
しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定に
より大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学

学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）指定放課後等デイサービスの
単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

（ア、イ及び第2号省略）

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

（第3項及び第4項省略）

- 5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

$\frac{7}{6}$ （本文省略）

（情報の提供等）

第77条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児がこれを適切かつ円滑に利用できるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、次条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

(3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

(4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

(5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

(6) 緊急時等における対応方法及び非常災害の対策

(7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るた

めの措置の実施状況

- 4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第78条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項から第51条まで及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第23条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第77条第1項」と、第26条第1項中「障害児通所給付費」とあるのは「障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、同条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第77条第2項」と、第27条第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとす

る。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 基準該当
指導員又は保育士
放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通
じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる^児指
童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア
指導員又は保育士
又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに
定める数

(ア、イ、第2号及び第2項省略)

- 3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験
者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第81条 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条か
ら第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条
から第51
、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第60条から第
61条の2まで、第72条、第77条(第1項を除く。)及び第77条の
及び第77条(第1項を除く。)
2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用
する。この場合において、第19条中「障害児通所給付費」とある
のは「特例障害児通所給付費」と、第23条第2項ただし書中「次
条第1項から第3項まで」とあるのは「第81条において準用する
第77条第2項及び第3項」と、第26条第2項中「第24条第2項」
とあるのは「第81条において準用する第77条第2項」と、第27条
第1項及び第28条(第3項及び第9項を除く。)中「児童発達支
援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、
第36条中「又は特例障害児通所給付費」とあるのは「若しくは特
例障害児通所給付費又は放課後等デイサービス障害児通所給付費

等」と、第40条中「利用定員及び指導訓練室の定員」とあるのは「利用定員」と、第55条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「基準該当放課後等デイサービス計画」と、第60条中「この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項）」とあるのは「第5章第5節（第81条（第77条第2項から第5項まで）」と、第61条及び第61条の2中「この節（第59条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項）」とあるのは「第5章第5節（第81条（第77条第2項から第5項まで）」と、第77条第2項中「指定通所支援費用基準額」とあるのは「法第21条の5の4第3項第2号に掲げる額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と読み替えるものとする。